

# 第1編 総則・防災組織

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白老町防災会議が作成する計画であり、本町地域において、災害予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期すことを目的とする。

- 1 白老町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

### 第2節 計画の構成

白老町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 第1編 総則・防災組織
- 2 第2編 風水害防災計画
- 3 第3編 地震・津波災害防災計画
- 4 第4編 火山災害防災計画
- 5 第5編 事故災害防災計画
- 6 資料編

### 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により着実に実施しなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

### 第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
道基本条例	北海道防災対策基本条例（平成21年4月1日北海道条例第8号）
町防災会議	白老町防災会議
町本部（長）	白老町災害対策本部（長）
町計画	白老町地域防災計画
道計画	北海道地域防災計画
防災関係機関	白老町防災会議条例（昭和38年4月8日条例第8号）第3条に定める委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

### 第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、これを修正する。

ただし、軽微な修正については、会長が修正し、次の町防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び道計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

## 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

なお、関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

### 1 指定地方行政機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭開発建設部	(1) 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること (2) その所管に係る港湾、漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること (3) 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取組に対する支援に関すること (4) 直轄海岸及び樽前山火山砂防整備並びに災害復旧に関すること (5) 災害発生時の地域防災支援に関すること
胆振東部森林管理署	(1) 林野火災の予防対策及び未然防止の実施に関すること (2) 災害時の緊急復旧資材の供給に関すること
室蘭海上保安部	(1) 港内及び沿岸の船舶に対する情報等の伝達に関すること (2) 被災状況の調査に関すること (3) 海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること (4) 船舶交通の安全確保に関すること (5) 要請に基づき、又は独自の判断による人員及び物資の輸送に関すること
室蘭地方气象台	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 白老町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること (2) 非常通信協議会の運営に関すること

### 2 自衛隊

関係機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第7師団 第73戦車連隊	(1) 災害に関する情報収集に関すること (2) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること (3) 町の行う総合防災訓練へ必要に応じ部隊等を協力させること
陸上自衛隊白老弾薬支処 (白老駐屯地)	(1) 状況により、第73戦車連隊の情報収集を支援する (2) 町の行う総合防災訓練へ必要に応じ部隊等を協力させること

## 第1編 総則・防災組織

### 3 北海道

関係機関名	事務又は業務の大綱
胆振総合振興局 地域政策部地域政策課	(1)総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関すること (2)町長の実施する応急措置の調整等に関すること。 (3)指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること (4)防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (5)自衛隊の災害派遣要請に関すること
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	(1)所轄する道路、河川、海岸、急傾斜地の整備・管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること (2)土砂災害警戒情報の発表に関すること
胆振総合振興局 保健環境部 苫小牧地域保健室 (苫小牧保健所)	(1)災害時における防疫活動の実施に関すること (2)災害時における救急医療の調整に関すること (3)救助法の救助実施の指導に関すること (4)救助法等に基づく従事命令等の行使に関すること

### 4 北海道警察

関係機関名	事務又は業務の大綱
苫小牧警察署	(1)災害時における住民の避難誘導、救出救助、交通規制及び広報に関すること (2)災害時における警戒、警備及び犯罪の予防に関すること (3)災害情報の収集に関すること (4)行方不明者の捜索、死体見分に関すること

### 5 白老町

関係機関名	事務又は業務の大綱
白老町	(1)町防災会議に関すること (2)町本部の設置並びに組織の運営に関すること (3)防災に関する組織の整備、資材、物資の備蓄等、その他災害予防措置の実施に関すること (4)自主防災組織の育成、充実にに関すること (5)防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (6)町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること
白老町教育委員会	(1)児童・生徒、教職員の災害時の安全対策及び防災に関する教育の推進に関すること (2)避難等に係る教育施設の使用に関すること (3)文教施設及び文化財の保全対策に関すること (4)災害時における応急教育の実施に関すること

6 指定公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 白老郵便局他町内郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保に関する こと (2) 郵便の非常取り扱いに関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること
北海道旅客鉄道株式会社 白老駅	(1) 災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に係る関係機関への支援に関する こと
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いに関すること (2) 災害時における電話利用の制限、並びに重要通信網の管理に 関すること
北海道電力株式会社 室蘭支店	(1) 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること
東日本高速道路株式会社 北海道支社苫小牧管理事 務所	(1) 高速道路の維持管理及び災害復旧に関すること (2) 災害時の利用に関すること (3) 交通災害に関すること
日本赤十字社北海道支部 白老分区	(1) 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関すること (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡 調整に関すること (3) 災害義援金品の募集（配分）に関すること (4) 赤十字奉仕団の育成指導に関すること

7 指定地方公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人 苫小牧市医師会	(1) 災害時における救急医療に関すること
一般社団法人 苫小牧歯科医師会	(1) 災害時における歯科救急医療に関すること
社会福祉法人 白老町社会福祉協議会	(1) 要配慮者の保護の協力に関すること (2) 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること (3) 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること
一般社団法人 北海道エルピーガス協会 胆振支部	(1) 災害時におけるエルピーガスの円滑な供給に関すること

## 第1編 総則・防災組織

### 8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

関係機関名	事務又は業務の大綱
いぶり中央漁業協同組合 とまこまい広域農業協同組合 苫小牧広域森林組合	(1) 被災組合員に対する融資の斡旋、生活物資の確保に関する事 (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事
白老町商工会	(1) 災害時における物価の安定、応急生活物資の供給及び復旧資材等の支援に関する事
白老建設協会	(1) 災害時における応急対策及び復旧対策等の協力に関する事
日本水難救済会 白老救難所 虎杖浜救難所	(1) 港湾及び沿岸等における水難救助に関する事
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保守及び保安に関する事
港湾関係施設の管理者	(1) 港湾関係施設の災害予防に関する事 (2) 災害時における港湾関係施設の保守に関する事

### 9 協力関係機関及び団体

関係機関名	事務又は業務の大綱
白老地区林野火災予消防対策協議会	(1) 林野火災に対する予消防等に関する事
室蘭地区トラック協会 白老貨物運送事業者協議会	(1) 災害時における緊急物資、災害対策用資機材及び避難者の緊急輸送に関する事
白老町町内会連合会 町内会（自主防災組織）	(1) 災害時における町民の安否確認及び避難者の把握に関する事 (2) 災害時における避難所運営の協力に関する事 (3) 自主防災組織の結成及び活動に関する事 (4) 各町内会への防災意識の普及啓発に関する事
白老町婦人団体連絡協議会	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関する事
白老町婦人赤十字奉仕団	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関する事
白老町婦人防火クラブ連合会	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関する事
しらおい防災マスター同好会	(1) 平常時における町内会等に対する防災知識及び防災活動の普及啓発に関する事

## 第7節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

### 1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本に立ち、平常時から、災害に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 防災マップを活用し避難方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 隣近所との相互関係の形成
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

#### (2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 町及び防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動への参加、協力

#### (3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

### 2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び町内会（自主防災組織）等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

#### (2) 災害時の対応

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

### 3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。



## 第2章 白老町の概況

### 第1節 位置

白老町は、北海道の南西部、胆振管内のほぼ中央に位置し、東は苫小牧市、西は登別市、北は千歳市、伊達市（大滝区）、壮瞥町に隣接して、南は太平洋に面している。

面積	広ぼう		位置	
	東西	南北	東経	北緯
425.78 km <sup>2</sup>	28.0km	26.4km	141度25分38秒	42度42分59秒

### 第2節 地勢

南東から南西にかけて、太平洋に広がる平野で海岸線の延長は25km、東端は苫小牧市と境を接する別々川をはじめ、社台川、白老川、ブーベツ川、ウヨロ川、敷生川、メップ川、アヨロ川等の大小河川が流れ、その流域に市街地が形成され、西端は伏古別川で登別市に隣接している。

また、北東から北西にかけては、樽前山、白老岳、ホロホロ山、オロフレ山等の山岳地帯であり、その大部分は国有林で、ほとんどが支笏洞爺国立公園区域に属し、倶多楽湖、ポロト湖、虎杖浜温泉郷、ポロトコタン等、自然環境と歴史的な観光資源に恵まれている。

### 第3節 地質

白老町の地質は、全般的には比較的若い第四紀層が多く、海岸線に沿って細長く発展する沖積地と海岸線にほぼ直角に流れる河川流域の河成沖積地を除いては、ほとんど山地、台地に包含され、全体が有珠火山灰、礫の噴出物に覆われ、おおむね古い地層順に次のように区分できる。

#### 1 新第三紀層

- (1) 白老層＝砂岩頁岩互層、緑色凝灰岩層
- (2) 別々川層＝集塊岩層、砂岩砂質凝灰岩互層等、集塊溶岩層

#### 2 第四紀層

- (1) 社台川層＝社台川火山噴出物層、社台川礫岩層
- (2) 倶多楽火山噴出物層＝ポンアヨロ浮石層、登別泥流岩層、ランポーゲ浮石層
- (3) 森野層＝森野火山噴出物層、森野礫岩層
- (4) 段丘堆積物層＝洪積世新期の礫岩層
- (5) 沖積層＝砂礫層、砂丘構成物、扇状地堆積物、新期火山層

第4節 気象

春（4月～6月）は、一般に晴天の日が多いが、5月から7月には時々海霧が発生、肌寒い天気になることがある。

夏（7月～8月）は、温暖な日が多いが、居住地域が海に面しているため、最高気温が30℃以上になることはほとんどない。降水量は8月が年間を通じて最も多くなる。

秋（9月～10月）も一般に晴天が多い。しかし、夏から秋にかけて台風災害がしばしば起こっており、低気圧や前線の通過による大雨災害もたびたび発生している。

冬（11月～3月）は、比較的、風は穏やかで降雪も少ない。

白老町の気象の月別平年値

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計(cm)	最深積雪 (cm)
統計期間	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1989 ～2010	1983 ～2010	1983 ～2010
資料年数	30	30	30	30	30	22	28	28
1月	41.4	-4.1	0.3	-9.3	2.2	129.9	85	21
2月	36.7	-3.8	0.7	-9.2	2.1	140.5	84	29
3月	61.4	-0.2	3.9	-5.0	2.2	169.6	67	23
4月	103.5	4.8	9.6	-0.1	2.0	178.4	10	6
5月	142.3	9.4	14.0	4.9	1.8	180.0	0	0
6月	135.3	13.5	17.3	10.1	1.4	134.6	0	0
7月	217.7	17.5	20.8	14.8	1.3	109.0	0	0
8月	260.7	19.9	23.4	16.9	1.4	131.7	0	0
9月	225.2	16.7	21.3	12.1	1.8	155.7	0	0
10月	124.5	10.5	16.0	5.1	2.1	153.3	0	0
11月	94.6	4.1	8.9	-0.8	2.3	122.7	4	2
12月	54.1	-1.4	2.8	-6.0	2.2	115.8	43	12
年	1497.2	7.2	11.6	2.8	1.9	1721.8	294	32

出典：気象庁

## 第5節 社会的現況

災害は、地形、気象等の自然条件や都市化等の社会条件によって、被害の程度が違ってくる。被害を拡大する要因として、気象の変化、都市化の拡大や高齢化の進展、社会防災力の変化などが考えられる。

白老町の社会的情勢の推移は、表1のとおりである。

### 1 人口

本町の人口は、少子化や地域経済の低迷などにより、昭和60年の24,353人をピークに減少を続け、平成22年の国勢調査では19,376人と2万人を割った。しかし、65歳以上の人口は、増加傾向にあり、総人口に占める高齢化率は33.7%と高齢化が急速に進展している。

また、世帯数は、平成22年の国勢調査では8,412世帯と年々増加傾向を示しているが、1世帯当たりの人員は年々減少傾向を示し、核家族化が進んでいる。

### 2 生活環境の変化

本町の基礎的な都市基盤は、多様な産業等の繁栄により、計画的かつ効率的な市街地整備を推進してきた結果、高い水準で整備されている。しかし、人口減少が続く中、人口集中地区面積及び人口ともに減少傾向にある。

また、日常生活で、電気、上下水道、ガス、電話（携帯情報端末等）は欠かせないものとなっており、災害発生によりライフライン施設が被災して機能に支障が生じると生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され社会的混乱の要因となる。

表1 白老町の社会的情勢の推移

区分	単位	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)
総人口	人	23,229	22,414	21,662	20,748	19,376
65才以上人口（内数）	人	3,018	4,107	5,008	5,892	6,550
高齢化率	%	12.0	18.3	23.1	28.1	33.7
世帯数	世帯	7,964	8,271	8,536	8,564	8,412
1世帯当たり人員	人	2.9	2.7	2.5	2.4	2.3
人口集中地区面積	km <sup>2</sup>	2.00	2.10	2.00	1.98	1.91
人口集中地区内人口	人	7,037	7,672	7,229	6,903	6,399

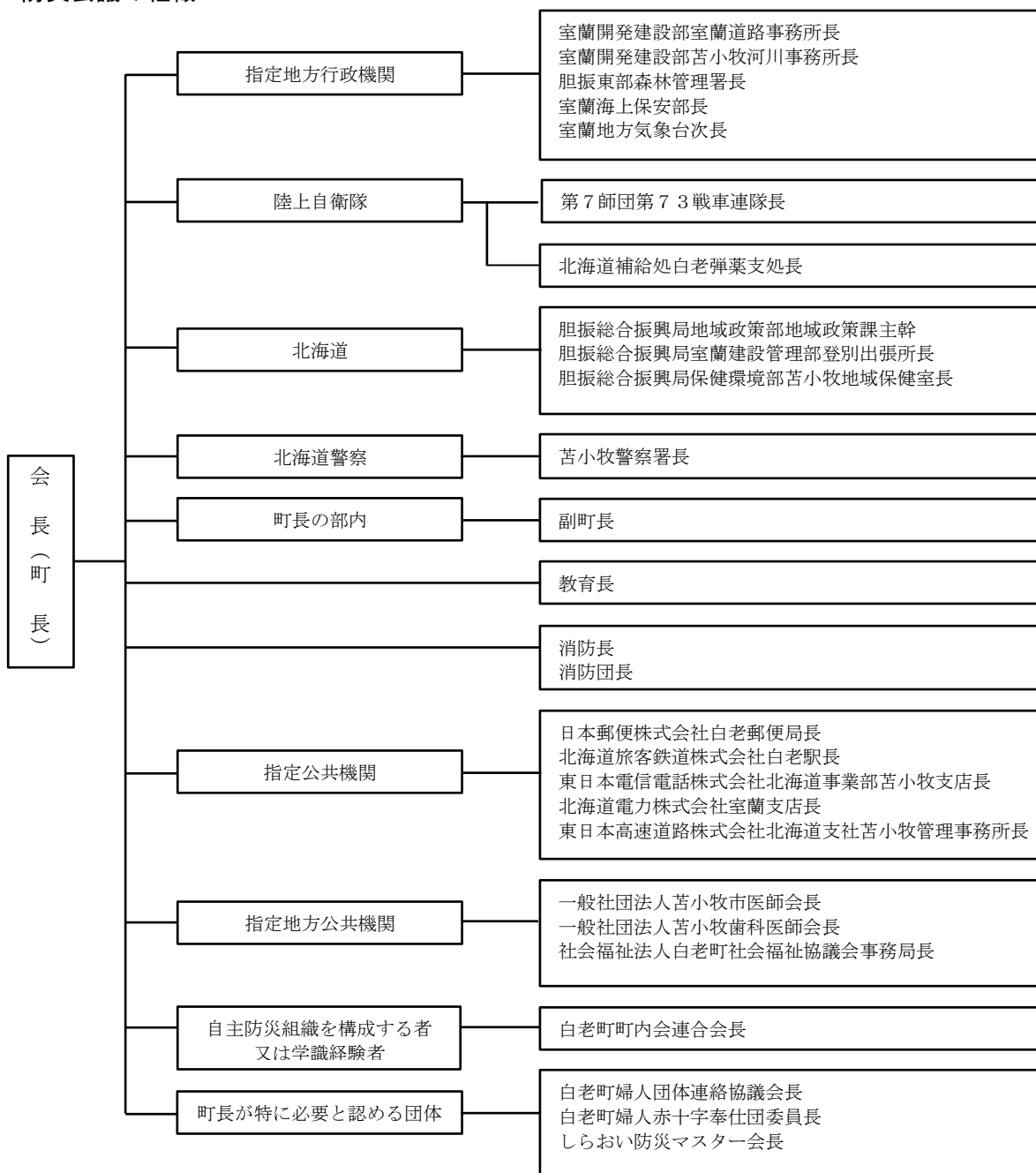
（注）総人口・世帯数・人口集中地区面積及び人口は、国勢調査（10月1日）の数値であり高齢化率は、上記調査を基に算出した数値である。

## 第3章 防災組織

### 第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく白老町防災会議条例（昭和37年10月31日条例第28号）第3条第5項に定める機関の職員等又は、町長が特に必要と認める者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、町計画を作成し、その実施を図るとともに、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、法の規定に基づきその権限に属する事項を処理するものである。

#### 1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

白老町防災会議条例に定めるところによる。

※白老町防災会議委員名簿、白老町防災会議条例を資料編に掲載

第2節 災害対策本部

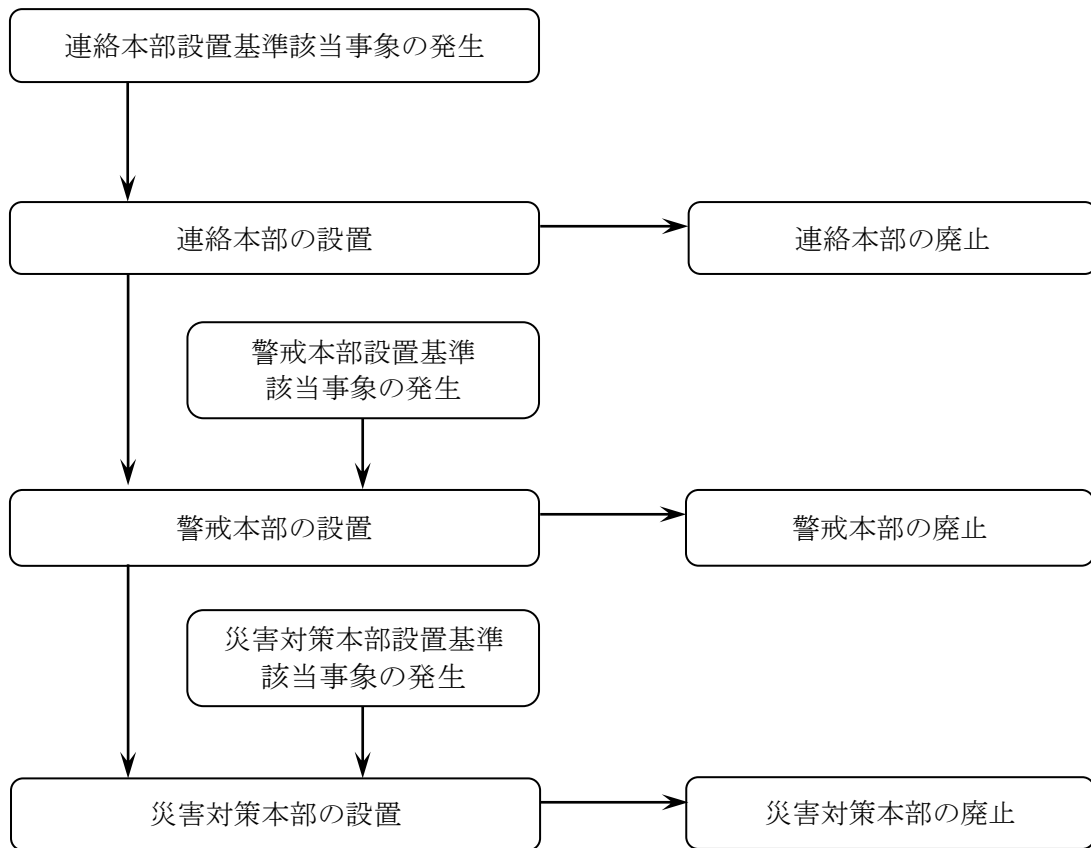
1 組織及び業務分担

町本部、警戒本部及び連絡本部の組織及び業務分担は、白老町災害対策本部条例（昭和37年10月31日条例第29号）の定めによるほか、次のとおりとする。

なお、災害対策本部組織、各部業務分担は、別表1、別表2のとおりとする。

※白老町災害対策本部条例を資料編に掲載

(1) 組織体制のしくみ



(2) 非常配備体制

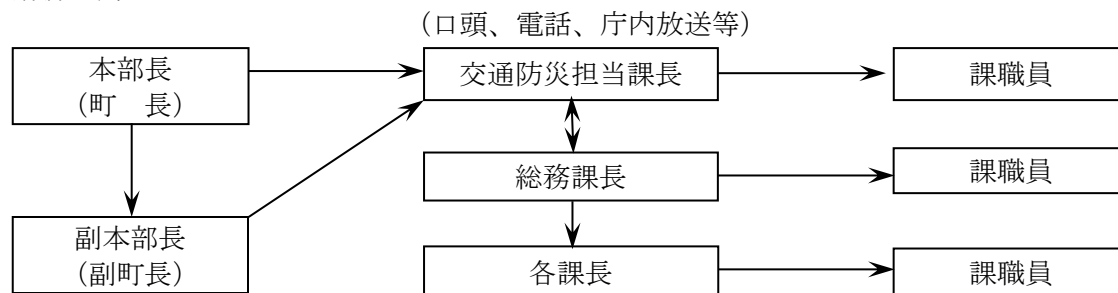
非常配備体制	本部名	設置基準	配備職員
警戒配備	連絡本部	連絡本部設置基準による	連絡本部構成課職員
第1非常配備	警戒本部	警戒本部設置基準による	警戒本部構成課職員
第2非常配備	災害対策本部	災害対策本部設置基準による	災害対策本部構成課職員

## 第1編 総則・防災組織

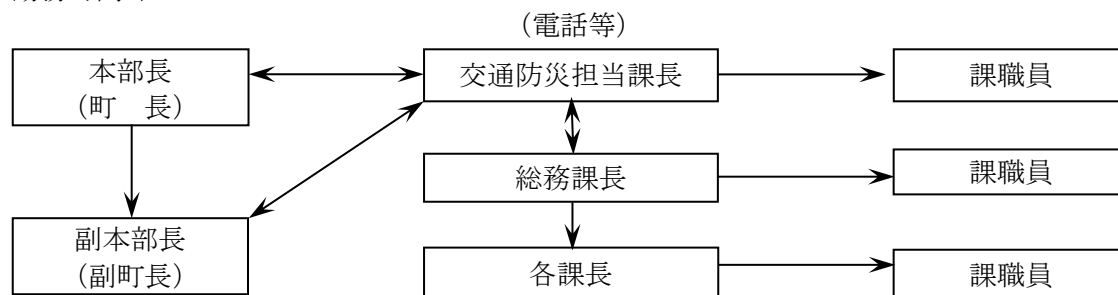
### (3) 非常配備の伝達系統

勤務時間内及び勤務時間外の伝達系統は、次のとおりとする。  
なお、連絡本部及び警戒本部の場合は、これを準用する。

#### <勤務時間内>



#### <勤務時間外>



### (4) 非常配備職員の注意事項

- ア 各職員は、あらかじめ定められた災害時における非常配備体制及び自己の任務を十分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、非常配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、災害応急活動を行うものとする。
- イ 各職員は、防災関連情報を入手するため、北海道防災対策支援システムへ積極的に登録するものとする。
- ウ 各職員は、異常天候等の場合においては、非常配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。
- エ 非常配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、非常配備に就くものとする。
- オ 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、非常配備に就くものとする。
- カ 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨を報告するものとする。
- キ 災害の状況等により参集に危険があると判断した職員は、その旨を所属長に報告し、対応の指示を受けるものとする。

### (5) 標識

本部長、副本部長、本部員、部員は、災害時において応急対策に従事するときは原則として災害対策本部用のベスト（ビブス）を着用するものとする。  
ただし、消防職員、病院職員、保育園職員は除く。

## 2 連絡本部の設置

町内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合の体制は次のとおりとし、警戒本部又は災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は連絡本部が行う。

### (1) 連絡本部の組織

	構成
本部長	交通防災担当課長
本部員	(1)水害：建設課長・消防署長（当直責任者） (2)風害：建設課長・生活環境課長・消防署長（当直責任者） (3)雪害：建設課長・施設所管課長 (4)地震災害：建設課長・施設所管課長・消防署長（当直責任者）
事務局	総務課交通防災G

※交通防災担当課長不在の場合における本部長職務の代行順位

第1順位	交通防災グループリーダー
第2順位	交通防災グループ員

### (2) 連絡本部体制の確立

連絡本部は、気象情報等を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、連絡本部体制（警戒配備体制）を確立する。

災害の種類	設置基準
風水害	(1)町内に次の警報のいずれかが発表されたとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④波浪警報 ⑤高潮警報 ⑥水防警報（待機） (2)町内に次の注意報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③強風注意報 (3)台風の接近又は前線の活発化等のおそれがあるとき
雪害	(1)町内に次の警報のいずれかが発表されたとき ①暴風雪警報 ②大雪警報
地震災害	(1)町内で震度3の地震が発生したとき

## 第1編 総則・防災組織

### 3 警戒本部の設置

町内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、応急対策が必要と認めたとときの体制は次のとおりとし、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は警戒本部が行う。

#### (1) 警戒本部の組織

	構 成
本部長	副町長
副本部長	交通防災担当課長
本部員	(1) 水害：総務課長・建設課長・消防署長（当直責任者） (2) 風害：総務課長・建設課長・生活環境課長・消防署長（当直責任者） (3) 雪害：総務課長・建設課長・施設所管課長 (4) 地震災害：総務課長・建設課長・施設所管課長・消防署長（当直責任者） (5) 津波災害：総務課長・企画担当課長・産業経済課長・港湾担当課長 消防長 (6) 火山災害：総務課長・消防長・その他本部長が指名する課長 (7) 大事故災害：総務課長・消防長・その他本部長が指名する課長
事務局	総務課交通防災G

※副町長不在の場合における本部長職務の代行順位

第1順位	交通防災担当課長
第2順位	総務課長

#### (2) 警戒本部体制の確立

連絡本部は、災害初期情報や気象情報等を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、警戒本部体制（第1非常配備体制）を確立する。

災害の種類	設置基準
風水害	(1) 町内に次の警報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④波浪警報 ⑤高潮警報 ⑥水防警報（出動） (2) 局所的な災害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	(1) 町内に次の警報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき ①暴風雪警報 ②大雪警報
地震災害	(1) 町内で震度4の地震が発生したとき
津波災害	(1) 本町沿岸に津波注意報が発表されたとき
火山災害	(1) 樽前山又は倶多楽に火口周辺警報が発表されたとき
大事故災害	(1) 人命の救出救助及び被害者対策等を必要とするとき (2) 住民生活及び産業活動等に影響が生じ、対策が必要なとき
	海上災害 道路災害 鉄道災害 危険物等災害 大規模火災 林野火災



4 災害対策本部の設置

町内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

なお、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は連絡本部若しくは警戒本部が行う。

(1) 災害対策本部の組織

本部長は町長とする。ただし、町長による指揮監督が困難な場合、若しくは町長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次の順位により本部長の職務を代行する。

<町長不在の場合における本部長職務の代行順位>

第1順位	副町長
第2順位	交通防災担当課長
第3順位	総務課長

<災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）の構成>

	構 成
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、理事、交通防災担当課長、総務課長、総合行政局長、議会事務局長、税務課長、生活環境課長、健康福祉課長、産業経済課長、建設課長、上下水道課長、教育課長、子ども課長、町民課長、会計課長、病院事務長、消防長、その他本部長が指名する課長
事務局	総務課交通防災G・総務秘書G

(2) 災害対策本部体制の確立

連絡本部若しくは警戒本部は、災害情報や気象情報等を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、災害対策本部体制（第2非常配備体制）を確立する。

災害の種類	設置基準
風水害	(1)災害が発生し、応急対策が必要なとき (2)町内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (3)避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する必要があるとき
雪害	(1)避難所を開設する必要があるとき
地震災害	(1)町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
津波災害	(1)本町沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
火山災害	(1)樽前山又は倶多楽に噴火警報（特別警報）が発表されたとき
大事故災害	海上災害 道路災害 鉄道災害 危険物等災害 大規模火災 林野火災 (1)人命の救助救出活動の難航が予想されるとき (2)被害が大規模なとき

## 第1編 総則・防災組織

### (3) 本部会議の任務

	主な任務
本部長	(1)本部会議を招集すること (2)本部会議の議長となること (3)避難の準備・勧告・指示を行うこと (4)警戒区域の設定を行うこと (5)国、道、自衛隊、防災関係機関、他自治体、住民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと (6)その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること (7)本部事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	(1)各対策部間の調整に関すること (2)本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること
本部員	(1)対策部長として、担当課の職員を指揮監督すること (2)本部会議の構成員として、災害対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること (3)本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること (4)対応に必要な事項について、随時状況に応じた対応を検討し、関係部署へ指示すること ※本部員に事故ある場合は、当該課の次席責任者が代理として出席する
事務局	(1)本部会議の運営に関すること (2)本部会議の議事録の調製に関すること (3)本部会議の庶務に関すること

### (4) 設置場所

災害対策本部は、白老町役場内に置く。ただし、災害の状況等から判断し有効と認められる場合は他の場所に置くことができるものとする。なお、津波災害の場合は、緑丘小学校内に置くこととする。

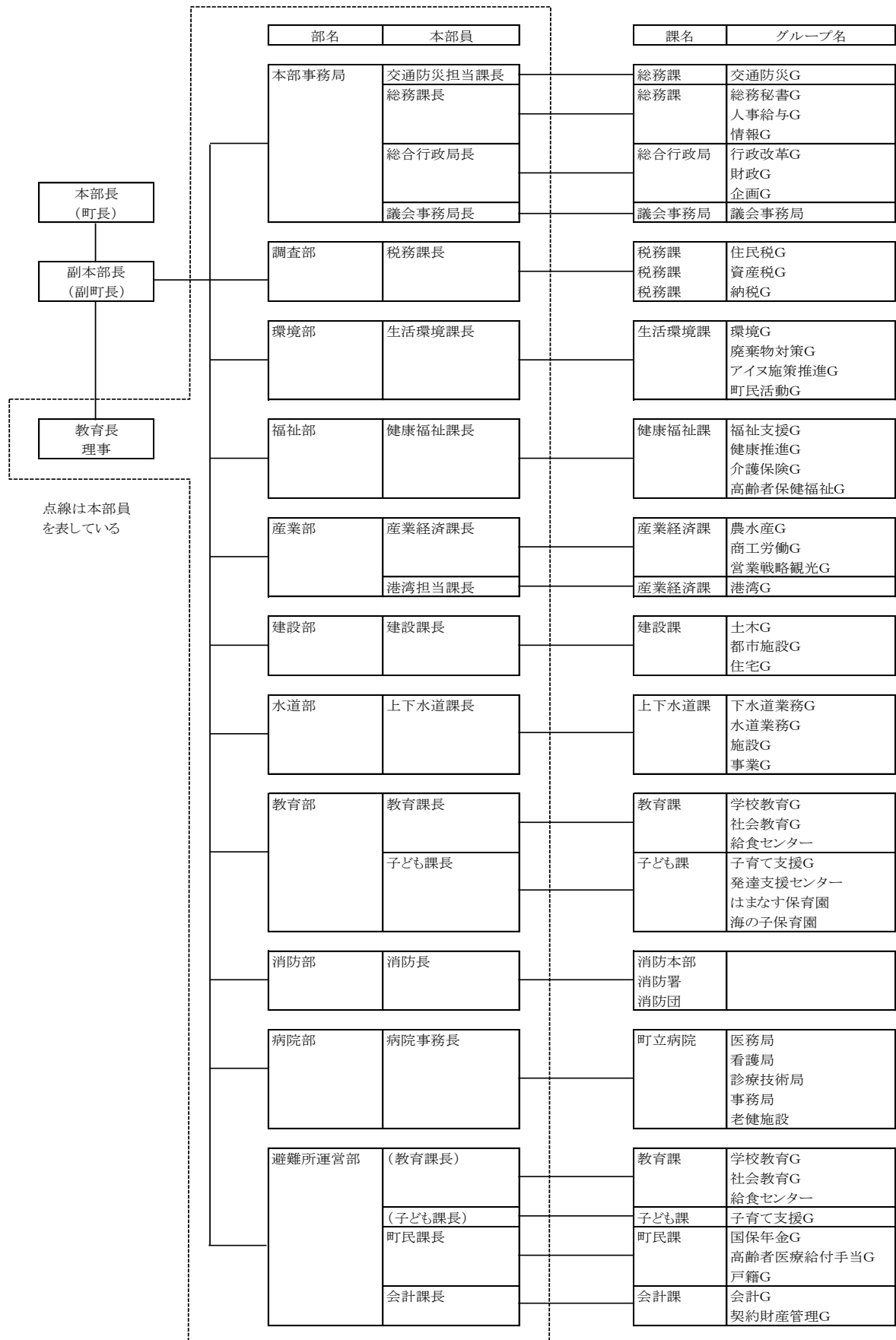
### (5) 設置の周知

災害対策本部を設置したときは、その建物の玄関及び部屋の入口に表示し、直ちに設置時刻及び設置場所を北海道胆振総合振興局及び町防災会議委員に通知するとともに報道機関等を通じて町民に周知するものとする。

### (6) 本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が完了したときは、本部を廃止する。廃止の周知は、設置の場合に準じて行うものとする。

別表1 白老町災害対策本部組織図



## 第1編 総則・防災組織

別表2 各部の業務分担表

※各担当課は、災害規模・対応過程において必要に応じ各課の応援を行う。

部名	担当課	業務内容
本部 事務局	総務課交通防災G	(1)本部の設置及び廃止に関すること (2)本部会議の運営に関すること (3)国、北海道及び防災関係機関との連絡調整に関する こと (4)自衛隊への災害派遣要請に関すること (5)関係機関への応援要請に関すること (6)気象情報等の収集及び分析に関すること (7)避難準備情報、避難勧告、避難指示に関すること (8)防災行政無線及び防災関連システムの運用に関する こと (9)防災行政無線による広報の実施に関すること (10)避難所の開設及び閉鎖に関すること (11)被害状況等のとりまとめ及び報告に関すること (12)町内会、関係機関への情報伝達に関すること (13)非常通信手段の確保に関すること (14)総務課の災害対応記録に関すること
	総務課総務秘書G	(1)役場庁舎の被害調査及び応急復旧に関すること (2)公用車の維持管理及び緊急車両の調達に関すること (3)住民及び報道機関からの問合せ対応に関すること (4)本部会議の議事録の調製に関すること (5)本部会議の庶務に関すること
	総務課人事給与G	(1)職員の動員及び非常配備体制の指示伝達に関すること (2)職員の参集状況及び安否確認に関すること (3)職員の給食に関すること (4)職員の労務時間のとりまとめに関すること (5)避難所との連絡調整に関すること
	総務課情報G	(1)ホームページ、北海道総合行政情報ネットワークシス テム等による情報発信に関すること (2)災害時におけるシステム及びネットワーク等の被害調 査及び復旧並びに管理運用に関すること (3)町本部等が使用するパソコン、プリンター等情報機器 の手配及び整備に関すること
	総合行政局行政改革G	(1)総合行政局の情報集約及び災害対応記録に関すること (2)総合行政局内の協力に関すること
	総合行政局財政G	(1)災害応急対策に係る予算の補正、流用及び配当並びに 経理に関すること (2)災害復旧予算の編成及び資金の調達に関すること (3)見舞金の受付に関すること (4)義援金の受付及び配分に関すること (5)災害救助法の適用事務に関すること
	総合行政局企画G	(1)報道機関への情報連絡及び伝達に関すること (2)災害記録写真の撮影及び保管に関すること
	議会事務局	(1)議員及び議会関係者に対する連絡調整に関すること (2)災害時における議会の対応に関すること (3)議会事務局の情報集約及び災害対応記録に関すること

部名	担当課	業務内容
調査部	税務課 住民税G 資産税G 納税G	(1)住家及び非住家の被害調査に関する事 (2)罹災証明書の発行に関する事 (3)被災納税者の取扱いに関する事（減免、徴収猶予） (4)税務課の情報集約及び災害対応記録に関する事
環境部	生活環境課 環境G 廃棄物対策G アイヌ施策推進G 町民活動G	(1)所管施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事 (2)防疫対策に関する事 (3)遺体の収容及び埋葬に関する事 (4)廃棄物対策に関する事 (5)空き家等の対策に関する事 (6)し尿処理対策に関する事 (7)病虫害の防除に関する事 (8)へい獣処理に関する事 (9)被災地の防犯指導に関する事 (10)日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 (11)被災者に対する弔慰金及び見舞金の支給に関する事 (12)被災者生活再建支援金の支給に関する事 (13)臨時災害相談所の設置及び運営に関する事 (14)生活環境課の情報集約及び災害対応記録に関する事
福祉部	健康福祉課 福祉支援G 健康推進G 介護保険G 高齢者保健福祉G	(1)救護所の設置に関する事 (2)医療及び助産に関する事 (3)医療品、衛生資材の調達及び斡旋に関する事 (4)所管福祉施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事 (5)医療機関、福祉施設及び介護保険事業所の被害調査に関する事 (6)感染症の予防及び防疫に関する事 (7)避難行動要支援者の援護に関する事 (8)福祉避難所に関する事 (9)被災者の健康管理及び健康保持対策に関する事 (10)臨時予防接種の実施に関する事 (11)各種援護制度の相談受付に関する事 (12)災害ボランティアセンターの設置に関する事 (13)健康福祉課の情報集約及び災害対応記録に関する事

## 第1編 総則・防災組織

部名	担当課	業務内容
産業部	産業経済課農水産G	(1) 農業の被害調査に関する事 (2) 農業関係者への災害対策の指導及び措置に関する事 (3) 水産業の被害調査に関する事 (4) 農水産業施設の復旧対策に関する事
	産業経済課 商工労働G 営業戦略観光G	(1) 商工業、観光施設等の被害調査及び応急対策に関する事 (2) 被災商工業者の災害融資に関する事 (3) 観光客対策に関する事 (4) 応急食料等の調達及び配給に関する事 (5) 生活必需品等の調達及び配給に関する事 (6) 救援物資の受付、管理及び配給に関する事 (7) 燃料の調達及び配分調整並びに給油券の発行に関する事 (8) 輸送車両の確保に関する事 (9) 産業経済課の情報集約及び災害対応記録に関する事
	産業経済課港湾G	(1) 港湾区域内及び臨港地区内の公共施設（以下「港湾関係施設」という。）の被害調査及び応急対策に関する事 (2) 港湾内の排出油対策に関する事 (3) 船舶の借上げ及び海上輸送に関する事 (4) 港湾関係施設の復旧対策に関する事
建設部	建設課土木G	(1) 道路、橋梁、河川の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事 (2) 公園の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事 (3) 海岸対策に関する事 (4) 砂防及び急傾斜地対策に関する事 (5) 水防活動の実施に関する事 (6) 町道の通行止めに関する事 (7) 障害物の除去に関する事 (8) 国道、道道管理者との連絡調整に関する事 (9) 北海道河川管理者との連絡調整に関する事 (10) 白老建設協会との応急対策の連絡調整に関する事 (11) 建設資機材の調達に関する事 (12) 林業施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事 (13) 建設課の情報集約及び災害対応記録に関する事
	建設課都市施設G	(1) 公共建築物の応急対策及び復旧対策に関する事 (2) 建築物応急危険度判定に関する事 (3) 被災住宅の応急対策に関する事 (4) 応急仮設住宅の建設に関する事 (5) 民間建築物、工作物及び宅地の復旧助言に関する事 (6) 宅地及び建物の制度融資又は貸付相談に関する事
	建設課住宅G	(1) 所管住宅の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事 (2) 住宅相談に関する事

部名	担当課	業務内容
水道部	上下水道課 水道業務G 下水道業務G 施設G 事業G	(1)水道施設の保全対策、被害調査及び応急復旧に関する こと (2)被災者への応急給水に関すること (3)広域応援に係る連絡調整に関すること (4)上下水道施設の復旧対策に関すること (5)上下水道料金の減免に関すること (6)下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること (7)上下水道課の情報集約及び災害対応記録に関すること
教育部	教育課 学校教育G 社会教育G	(1)学校教育施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に 関すること (2)児童生徒の避難及び救護に関すること (3)児童生徒の被災状況調査及び応急教育に関すること (4)被災児童生徒に対する教科書及び学用品の給与に関す ること (5)学校給食の実施に関すること (6)学校納付金等の減免措置に関すること (7)社会教育施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に 関すること (8)文化財の保護及び被害調査に関すること (9)教育課の情報集約及び災害対応記録に関すること
	子ども課 子育て支援G 発達支援センター はまなす保育園 海の子保育園	(1)所管施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関す ること (2)私立学校施設の被害調査に関すること (3)園児の安否確認に関すること (4)園児の避難に関すること (5)園児の応急保育に関すること (6)子ども課の情報集約及び災害対応記録に関すること
消防部	消防本部 消防署 消防団	(1)火災警報の発表に関すること (2)情報の収集及び伝達に関すること (3)非常通信に関すること (4)警戒区域設定に関すること (5)広域応援に係る連絡調整に関すること (6)消防施設の被害調査及び応急対策に関すること (7)避難の広報及び誘導に関すること (8)消防及び水防活動に関すること (9)災害の警戒及び防御に関すること (10)救急及び救助活動に関すること (11)行方不明者の捜索・収容に関すること (12)消防団活動に関すること (13)救出資機材の調達に関すること (14)消防本部の情報集約及び災害対応記録に関すること

第1編 総則・防災組織

部名	担当課	業務内容
病院部	町立病院	(1) 病院施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること (2) 医師、看護師その他医療従事職員の緊急動員に関すること (3) 被災者の医療、救護対策の総合調整に関すること (4) 医薬品の確保に関すること (5) 負傷者の救急医療に関すること (6) 入院及び通院患者の移送又は避難に関すること (7) 他の医療機関との連絡調整及び連携に関すること (8) 町立病院の情報集約及び災害対応記録に関すること
避難所 運営部	教育課 学校教育G 社会教育G 学校給食センター 子ども課子育て支援G	(1) 避難所の設営及び運営に関すること (2) 避難所の炊出しの協力に関すること (3) 炊出し給食に関すること
	町民課 国保・年金G 高齢者医療・給付手当G 戸籍G	(1) 避難所の設営及び運営に関すること (2) 避難所の炊出しの協力に関すること (3) 安否情報の提供等に関すること (4) 被災者台帳の作成等に関すること (5) 国民年金給付に関すること (6) 国民年金申請免除に関すること (7) 町民課の情報集約及び災害対応記録に関すること
	会計課 会計G 契約財産管理G	(1) 避難所の設営及び運営に関すること (2) 避難所の炊出しの協力に関すること (3) 町有財産の被害調査に関すること (4) 各課の依頼に基づく災害対策用資機材及び物資の購入並びに応急対策工事の契約に関すること (5) 義援金の保管に関すること (6) 災害対策経費の出納に関すること (7) 会計課の情報集約及び災害対応記録に関すること